

4) さて、本件発電所設備に「国の長期評価に基づく津波の試算」を本判決多数意見がどのように当てはめ、どのように本判決に落とし込んだかという点、

まずは、福島第一原発の設備とその海拔について、本判決がどのように説明していたかという点、

本判決2頁目の『本件発電所の概要』において、

『ウ（略）主要な建屋は、いずれも海拔10mの平らな土地にあり、（略）。
本件敷地の東側は、海水をくみ上げるポンプ等の設備が設置された海拔4mの区画等を挟んで海に面している。』

つまり、

証拠物件1) 主要な建屋（中に非常用電源設備がある）は、海拔10mの敷地上にある。

証拠物件2) 海水をくみ上げるポンプ（非常用海水系ポンプ）は、敷地の東側の海拔4mの区画上に設置され海に面している。

そして、津波に弱いのは海拔の低い証拠物件2)です。

次に、上記設備に対する「国の長期評価に基づく津波の試算」という点、

（東電の津波の試算は平成20（2008）年4月頃）

○ 試し計算の結果からは、福島第一原子力発電所取水口前面で、津波水位は最大0.P.+8.4m～10.2m、1～4号機側の主要建屋敷地南側の浸水高は最大で15.7mの津波の高さが得られた。（本編P21）

つまり、東側前面の津波は最大8.4m～10.2mの高さになり海拔4mの区画上に設置されている非常用海水系ポンプ（津波の高さ5.4～6.1mまで対応）を3m～4mも超えている。なお、それぞれの津波の高さは下記のように計算されています。

A：<推本モデル>

1号機8.7m、2号機9.3m、3号機8.4m、4号機8.4m、5、6号機10.2m。

（なお、1号機～4号機の主要な建屋のある敷地(海拔10m)は超えず。）

（なお、5号機～6号機の主要な建屋のある敷地(海拔13m)は超えず。）

まとめ) 国の長期評価（30年以内に20%程度の確率で発生するとされる地震）による津波が来れば、非常用海水系ポンプが3m～4mも水没し、除熱機能が全喪失し、住民避難指示が出されるような事故に進展する。

上記非常用海水系ポンプは、残留熱を海水へ放熱して、炉心損傷を防ぐための重要なものであることから、省令62号4条1項の「津波により原子炉の安全性を損なうおそれ」がないものでなければならぬところ、国の長期評価に基づく地震予測から津波を試算した場合、津波に対する安全性を3m～4mも欠いているのであるからして電気事業法第40条の技術基準適合命令の対象であり、

命令を出さなければ国の規制権限の不行使である。

しかるに、

本判決多数意見の判決への「津波の試算」の落とし込みは、

本判決4頁目『(5) 本件長期評価に基づく津波の試算』に示すように、

『ア 東京電力は、(略)、本件長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、平成20年4月頃、その結果の報告を受けた。

(略) 本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波は、本件敷地の南東側前面において、最大で海拔15.707mの高さになるが、

本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ(海拔10m)を超えず、

主要建屋付近の浸水深は、4号機の原子炉建屋付近で約2.6m、4号機のタービン建屋付近で約2.0mとなるなどというものであった。』

というものであり、

それが、なんと、

本件敷地の東側前面について、本判決2頁目の『発電所設備の概要』に出てきた

海水をくみ上げるポンプが設置された「海拔4mの区画」をすっ飛ばして、

いきなり『本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ(海拔10m)を超えず、』と

し、その中に「海拔4mの区画」を呑み込み、体良く「海拔4mの区画」そのものの証拠外しを行なっているのです。

(「国の責任は無し」の判決を導く上で大事故を予見させる「海拔4mの区画」は邪魔なのです。実に巧妙にもっともらしい文章でいきなり『高さ(海拔10m)を超えず、』とし「海拔4mの区画」を意識外へ消し去っているのです。)

15.707mの津波でなくとも、8.4m～10.2mの津波であったとしても重要設備が設置されている「海拔4mの区画」にとってはとんでもない大津波なのです。津波の比較を高さだけで比較してはいけません。津波が低くても重要設備が被水する場合はそこに重きを置かなくてはならないのです。(もっとも、高さだけで比較して煙に巻こうとした?)

なお、『本件敷地の高さ(海拔10m)を超えず、』と言い切るためには、「海拔4mの区画」上の津波の試算が1号機～4号機では最大9.4mであることを5号機～6号機の10.2mと区別して号機別に細かく注意深くチェックする必要がある、「海拔4mの区画」の不記載は、「海拔4mの区画」の単なる見落としではないでしょう。

「海拔4mの区画」の存在を十分認識した上で、『本件敷地の高さ(海拔10m)を超えず、』との判決根拠をその中から導き出し、その「海拔4mの区画」自身は判決から省いているのです(まるで推理小説の完全犯罪のシナリオのように証拠を消しているのです)。

予見可能性の観点からより津波の被害を受けやすい海拔4m盤上の設備について、これを取り上げていなければ適切な裁判とは言えません。

(「当事者が適法に提出した攻撃防御方法」に主張が記載されていなかったとしても判決を左右する証拠であるので「海水をくみ上げるポンプ」とはいったい何なのか証拠調べをして掌握しておくべきです。騙されたでは済まされないのです。裁判官の無知により国民が不利を被るようなことがあってはならないのです。)

なお、「津波の試算」の証拠能力について、本判決は下記のように認定しています。

本判決9頁目『(2) (略)、本件試算は、本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものととして、合理性を有する試算であったといえる。』

津波が『本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ(海拔10m)を超えず、』であっても、海拔10mの敷地に行き着く前の海拔4mの区画において重要設備を超えるとの試算になっていたのです。

津波がわざわざ(海拔10m)の敷地を駆け上がって主要建屋に侵入し残留熱除去系の電源を喪失させずとも、その手前の海拔4mの区画の残留熱除去海水系ポンプのモータを被水させれば原子炉の除熱機能を失わせることができるのです。

こうなると(下記詳細事例既出)、

原子力災害対策特別措置法施行規則第九条のイ(5)

残留熱を除去する機能が喪失

原子力災害対策特別措置法施行令第四条第4項第五号

原子力緊急事態に至る可能性のある事象

原子力災害対策特別措置法第10条(原子力防災管理者の通報義務等)

原子力災害対策特別措置法施行規則第21条の二

圧力抑制機能が喪失

原子力災害対策特別措置法施行令第六条第4項第四号

原子力緊急事態の発生を示す事象

原子力災害対策特別措置法第15条(原子力緊急事態宣言等)

第15条第3項の規定に基づき住民避難指示が出されることになっています。

まとめ：不当判決のカラクリ：その1

本判決は、

本判決4頁の津波の試算の引用において「海拔4mの区画」外しを行ない、

規制権限を行使しなくてはならない部分の存在をそれとなく巧妙に消し去っているのです。

30年以内に20%程度の確率で発生するとされる地震による津波を発電所設備に落とし込み、原子力災害対策特別措置法に当てはめれば、住民避難指示が出されるような事故になることが合理性を持って予見可能だったのです。過酷事故の端緒となるような津波脆弱性を持つ欠陥原発だということが予見可能だったのです。

このような津波に対するリスクを持った欠陥原発の運転を周辺自治体が許す筈がなく、運転に同意するとは到底思われません。

このような原発に対し規制当局が電気事業法第40条に基づく運転停止命令を出していれば、放射性物質が大量に放出されるような事故は避けられたのです。（実際に何らかの規制権限を行使していて、それでも事故が発生したというならば、それは想定外の事故と言えるでしょう。）

もう一つの証拠外し（引用文言の中抜き）について

本判決4頁には国の指示について下記のように書かれています。（下線部分に注目）

『 イ 原子力安全・保安院は、同月、東京電力を含む発電用原子炉施設の設置者等に対し、既設の発電用原子炉施設等について、上記指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう指示した。』

一方、国の指示は

『 耐震安全性の評価を実施し、その結果を当院に報告するよう指示した。』となっています。

つまり、判決文では『その結果を保安院に報告』（するよう）という文言が中抜きされているのです。

その中抜きにより、本判決は 本判決5頁 の下記を成り立たせているのです。

『 イ 東京電力は、その後、本件試算津波と同じ規模の津波に対する対策等についての検討を行ったものの、直ちに対策を講ずるのではなく、土木学会に本件長期評価についての研究を委託することとして、当面の検討を終えた。』

つまり、判決文への国の指示の記載に『その結果を保安院に報告』が含まれていれば、『当面の検討を終えた。』ではなく『当面の検討を終え、その結果を保安院に報告した。』と判決文に書かなければ判決の整合性が取れないのです。

そして、『当面の検討を終え、その結果を保安院に報告した。』と判決文に書いた場合は、次の疑念が発生することになるのです。

- ・保安院は『直ちに対策を講ずるのではなく』という東電の対策先送りを了承していたのかどうか。
- ・保安院は『土木学会に本件長期評価についての研究を委託する』という東電の問題先送りを了承していたのかどうか。
- ・保安院は東京電力に対して何らかの指導監督をしていたのかしていなかったのか。

つまり、判決文から『その結果を保安院に報告』という文言を中抜きしていれば、上記の保安院の対応疑念は発生しないのです。

つまり、判決文を「国の責任無し」とするためには国（保安院）の対応疑念を発生させてはならず、そのために『その結果を保安院に報告』（するよう）という文言を中抜きして判決文の辻褄を合わせているのです。

ちなみに、2006年9月20日の、

『耐震安全性の評価を実施し、その結果を当院に報告するよう指示した。』
に基づく東京電力の保安院への結果報告は、下記のとおりである。

東京電力/日本海側/柏崎刈羽原発(1号機～7号機)

7号機最終報告2008年12月03日 (含。津波評価)

6号機最終報告2009年05月19日 (含。津波評価)

1号機最終報告2010年03月24日 (含。津波評価)

5号機最終報告2010年06月09日 (含。津波評価)

耐震安全性 (含。津波) に問題がなければ、上記のように報告ができるのです。

東京電力/太平洋側/福島第一原発(1号機～6号機)

5号機中間報告2008年03月31日 津波評価は、2009年6月提出予定の最終報告で、
ということになっていたが、

2008年12月8日のプレスリリースで「2009年6月予定の最終報告を延期します。」

中間報告から2011年3月で3年を経過、東電からの最終報告が無いまま3.11。

3号機中間報告2009年06月19日 津波評価は、可能な限り速やかに提出となっていたが

中間報告から2011年3月で1年8カ月を経過、東電からの最終報告が無いまま3.11。

1号機、2号機、4号機、6号機は上記3号機に同じ

東京電力/太平洋側/福島第二原発(1号機～4号機)

福島第一原発と同様。中間報告 (津波含まず) はあるも最終報告 (津波含む) は無し。

上記を見れば「耐震設計審査指針」改定後における耐震安全性の評価において規制権限を行使しなければならない原発の洗い出しが実に明解、一目瞭然です。太平洋側は明らかに異常です。3年経っても対処出来ずに最終報告が出せないということは、3年経っても対処出来ないような重大な津波リスクを抱えながら危険運転を続けているということです。

そのことは、保安院から見れば手に取るように分かったはずです。

そのような重要な意味を持つ『その結果を保安院に報告』 (するよう) という文言を判決から意図的に中抜きして国の責任をうやむやにしたらいかんでしょう。

まとめ：不当判決のカラクリ：その2

本判決は、

本判決4頁の保安院の指示の引用において『その結果を保安院に報告』 (するよう) という文言の中抜きを行ない、

規制権限を行使しなくてはならなくなるであろう部分の浮上をそれとなく巧妙にうやむやにしているのです。

以降、本判決は非常用海水系ポンプを抜かしたまま、国の関与なしを前提としたまま、仮定に仮定を積み重ねて判決を組み立てています。一方、東電は非常用海水系ポンプを主眼に対策案を検討しています。このため本判決は事実上の事実誤認を生み出し事実誤認を含んだものになります。この事実誤認は、規制権限を行使した場合に東電が取るであろう津波対策の予見について大きな齟齬を発生させることになり、本判決を現実から離れた「荒唐無稽の現実味のないもっともらしい絵空事」たらしめることになるのです。